

事務連絡
令和2年10月1日

市内障害福祉サービス等事業者 各位

東久留米市福祉保健部障害福祉課

令和2年度東久留米市新型コロナウイルス対応障害福祉サービス事業
従事者応援金について（通知）

日頃より、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、当市の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員が、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、下記のとおり応援金事業を実施することといたしました。

支給対象者に該当する場合は、当応援金の申請についてご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。

記

- 1 支給対象者 令和2年1月24日から令和2年6月30日までの間に、東久留米市内の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和2年7月17日2福保障地第574号）第5条第2号に規定する慰労金の給付の決定を受けた者
- 2 応援金の額 1人につき1万円
- 3 申請方法 申請書兼請求書及び関係書類を市に提出（原則として郵送）
- 4 申請期限 令和3年2月1日（月）
- 5 備考
 - ・「【別紙1】応援金の概要（事業者）」「【別紙2】応援金申請の手引き（事業者）」「【別紙3】応援金の手引き（個人）」につきましてもご参照ください。
 - ・事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。個人において申請する場合は不要です。
 - ・応援金の給付は、市が実施する医療機関や介護サービス事業所・施設等へ勤務する者への応援金を含め、1人につき1回に限ります。

お問い合わせ先
東久留米市福祉保健部障害福祉課管理係
電話：042-470-7747
FAX：042-475-8181
メール：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp